宮城県

消費生活知識のマニュアル

お金のこと、契約のこと…



01 契約編 1-15P

- ●ダマサレ度チェック
- ●「消費者」って誰のこと?
- ●「契約」ってなに?
- ●18歳から成年!!
- ●こんな商法に気をつけて!
- ●消費者の強い味方 クーリング・オフ

02 インターネットトラブル編 16-22P

- ●ネットトラブル巻き込まれやすさチェック
- ●インターネットに落とし穴!?
- ●ソーシャルメディアを使うときのルール

03 金融編 23-28P

- ●知っておこう!「クレジット」
- ●多重債務に陥らないために

04 まとめ 29-32P

- ●消費者としてできること
- ●ファイナルチェック!!

05 消費生活センター

33-36P

- ●宮城県内の消費生活に関する相談状況
- ●若者からこんな相談が寄せられています



LET'S TRY 01

アナタの

あなたはどんな悪質商法にねらわれやすいか、診断してみよう!

START YES NO

人に頼まれると、 断れない 性格である。

なんでも 相談できる 友人がいる。 休みの日などは 家にいることが 多い。

新聞の三面記事は よく読むほう である。

CHECK!

一人でいると、 よく孤独な思いを することがある。

携帯電話や スマートフォンの 支払いは、全額親に してもらっている。

初対面の人でも、 すぐに仲良く なれるほうである。

人前に出ると 見栄を張る ことがある。

物事を決める時、 人の意見に左右 されやすい。

特に目的もなく、 街をブラブラする のが好きだ。

ひょっとしたら 「うまい話」が あるかもしれない と思っている。

のあなたがねらわれやす い悪質商法は



TYPF

のあなたがねらわれやす い悪質商法は

キャッチセールス



TYPE

のあなたがねらわれやす い悪質商法は

マルチ商法



のあなたは悪質商法にあ いにくいでしょう。でも、 安心せずにこの本を読ん でもっと賢くなりましょう。



『消費者』って誰のこと?

私たちは普段の生活の中で、コンビニでジュースを買ったり、電車やバスに乗ったり、携帯やスマートフォンを使ったりと、生活に必要な商品やサービスを消費して生活しています。このように、商品やサービスを購入し、消費する人のことを「消費者」といいます。

つまり私たちは全員消費者なのです!

消費者主権とは?



みなさんは欲しいものを買う時どのように商品を 選びますか?より性能がいいもの、より価格が安い もの、お気に入りのブランドやメーカー、国産品や 輸入品など、買う時の決め手はそれぞれあると思い ます。

一方、企業側は、お客さんがより買ってくれるものを開発・生産するために、消費者の消費行動に注目しています。私たちの何気ない買い物が、経済の動きに影響を与えているのです。

つまり、私たち消費者には生産者の生産の在り方を 最終的に決定する力があります。これを消費者主権 といいます。

目指せ! 消費者市民社会 **関連»P31**

「消費者市民社会」とは、消費者自らの行動が、周りの人や将来生まれる人、社会・経済・環境に影響を与えているということを意識して、よりよい社会になるよう積極的に参加する社会のことです。

現代の消費社会

- ●大量生産・大量消費・大量廃棄
- ●氾濫する生活情報
- ●消費のあり方

▶複雑化・多様化 便利で快適な生活の追求

その結果…

- ●死蔵品・不用品の増加
- ●大量廃棄とゴミの増加
- ●資源の無駄遣い
- ●地球規模での環境問題・経済問題
- ●様々な消費者トラブルの発生

私たち消費者にできること

消費行動の見直し! ▶本当に必要?今の生活を見直そう!

情報リテラシーを高める! ▶正しい情報を見極め、自分で取捨選択しよう!

自分のことだけでなく、社会に与える影響を考えて消費行動をとり、 積極的に社会に働きかけのできる消費者を目指しましょう!!



要がつてはに?

― 契約は法律上の約束

契約とは、法律上の約束のことで、販売側の「売る」という意思と、客側の「買う」という意思が合致して合意することで成立します。 契約が成立すると、当事者間に法律的な義務と権利が生じます。

― 口頭でも契約は成立 -

契約の成立に契約書の作成は必ずしも必要なわけではありません。ただし、高額な契約や複雑な契約は後のトラブルを防ぐため、契約書を作成することが一般的です。

※法律により契約書の作成が義務付けられている契約 もあります。



事業者

消費者

契約書にサインをすると、内容を全て受け入れた ことになるので、よく読んで理解してからサイン することが大切です!

きのう1日を振り返ってみよう



電車に乗った



スマホで オンラインゲームに 課金した



ジュースを買った



音楽を ダウンロードした

これらは全て契約です!

私たちは毎日の生活の中で知らないうちに多くの契約を結んでいます。

契約は守らなくてはいけません

いったん契約が成立すると、原則どちらか一方の都合で勝手に契約内容を変更したり、解消したりすることはできません。



どうして~ まだ使ってないのに…

> 契約は一方的にやめる ことはできません!お 店も返品に応じる義務 はありません。



2022年4月から与 になりました!!

18歳から大人に!?

2018年(平成30年)6月に、民法の成年年齢を20歳から18歳に 引き下げることなどを内容とする[民法の一部を改正する法律]が 成立しました。成年年齢の見直しは、約140年ぶりです。

なぜ成年年齢を20歳から18歳に引き下げたの?

18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を 促すことを目的としています。また、すでに憲法改正国民投票の投 票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳に引き下げられ ています。



何が変わるの??

次のページへ

18歳から成年川

変わること、変わらばいこと

大人になると何が変わる?

成年に達すると、未成年のときと何が変わるのでしょうか。

民法が定めている成年年齢には、「一人で有効な契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。 つまり、成年年齢に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

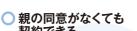
未成年者

- ・契約は親の同意を得てから
- ・未成年者取消権を行使できる

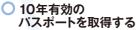
成年

- ・親の同意なしで契約できる
- ・未成年取消権を行使できない

18歳(成年)に なったらできること

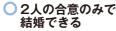


- 契約できる・携帯電話の契約
- ・ローンを組む
- ・クレジットカードをつくる
- ・一人暮らしの部屋を借りる など





公認会計士や司法書士、 医師免許、薬剤師免許 などの国家資格を取る





20歳にならないと できないこと (これまでと変わらないこと)





※ 喫煙をする



公営競技 (競馬・競輪・競艇・ オートレース等)の 投票権(馬券等)を買う



× 国民年金の 保険料を納付する



🗙 養子を迎える



▲ 契約するときに注意することは?

未成年者取消ができなくなります

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則 として契約を取り消すことができます。

(未成年者取消権)



親の同意がなくても自分で契約ができるようになり ますが、未成年者取消権が行使できなくなります。



取消権がないと…

契約に関する知識がないまま、安易に契約を交わす と トラブルに巻き込まれる 可能性があります。 未成年 者取消権の保護がなくなったばかりの新成人を狙いうち にする悪質な業者もいます。



まとめ

- ■2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。
 - → 18歳から大人の仲間入り!
 - ●成人すると、親の同意なしで契約できるが、未成年者取消ができなくなる。
 - → 契約を結ぶかどうかを決めるのも自分! その契約に対して責任を持つのも自分!
 - ●社会経験が乏しく、保護がなくなったばかりの
 - 新成人を狙う悪質な業者もいる。
- 契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で よく考える力を身につけることが大事!!





11日のいまでは、11日の11日間である。

成人すると社会から「大人」とみなされます。親の承諾なしに、自分の意思で携帯電話の契約や クレジットカード契約などができるようになり、主体的に社会と関わりを持てるようになります。 「できることが増える」ということは、それだけ責任が重くなるということ。自分の消費行動が、社会・ 経済・環境に影響を与えることを自覚し、自立した消費者になるために学び続けることが大切です。

ると消費生活

(持続可能な開発目標)

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS















































SDGs (持続可能な開発目標) の12番目は 「つくる青任 つかう青任 |

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で「持続 可能な開発目標 |という意味です。2015年9月の国連総会で決 められた17の目標のなかにも、貧困や飢餓、エネルギー、気候 変動、平和的社会などと併せて、「持続可能な生産・消費形態の 確保 | が掲げられています。

